

令和7年度第2回
総合計画審議会

令和7年8月29日

逗子市経営企画部企画課

令和7年度第2回総合計画審議会

日時 令和7年8月29日（金）

午後6時00分～8時10分

場所 逗子市役所5階 第3会議室

出席者

出石会長、磯部副会長（オンライン）、高橋委員、石橋委員、中西委員、嶋岡委員、
中林委員、齋藤由佳委員、石井委員、山上委員、加藤委員、齋藤義明委員（オンライン）
須田企画課担当課長、藤井防災安全課副主幹、西海総務課長、黒羽経済観光課長、
堀田社会福祉課担当課長、黒川障がい福祉課長、金高齡介護課長、小上馬国保健康課長、
三澤環境都市課長、坂本まちづくり景観課長、土屋緑政課長、鷲原資源循環課長、
津金都市整備課副主幹、船田下水道課長、遠藤消防総務課長、小野学校教育課長、
伊藤子育て支援課長、中川子育て支援課担当課長、小野寺保育課長、
中村療育教育総合センター所長、野口療育教育総合センター主幹

欠席者

豊田委員、池谷委員、佐野委員、平田委員

傍聴者 1名

事務局

仁科経営企画部長、伊達経営企画部次長、四宮企画課長、奥泉係長、神山主任、山崎主事補

記録者

山崎主事補

- 1 開会
- 2 進行管理（総合計画中期実施計画第1節、第3節、第4節）について
- 3 その他
- 4 閉会

配付資料

- ・資料3-1 総合計画及び総合戦略における数値目標等の評価基準について
- ・資料3-5 総合計画等進行管理総括表
- ・資料4 総合計画における進捗状況評価一覧
- ・資料5 総合計画における節ごとの進捗状況評価一覧
- ・資料6-1 総合計画進行管理表（第1節）
- ・資料6-2 総合計画年次計画資料（第1節）
- ・資料7-1 総合計画進行管理表（第1節）
- ・資料7-2 総合計画年次計画資料（第2節）
- ・資料8-1 総合計画進行管理表（第3節）
- ・資料8-2 総合計画年次計画資料（第3節）
- ・資料9-1 総合計画進行管理表（第4節）
- ・資料9-2 総合計画年次計画資料（第4節）
- ・資料10-1 総合計画進行管理表（第5節）
- ・資料10-2 総合計画年次計画資料（第5節）
- ・資料11 総合戦略における進捗状況評価一覧
- ・資料12 総合戦略進行管理表
- ・参考1 令和6年度逗子のまちづくりに関するアンケート調査集計結果

(四宮課長) それでは、始めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、先日はご予約をいただいていた審議会が津波警報の影響で一度延期となり申し訳ございませんでした。

本日の会議は、現在16名中、10名の委員にご出席をいただいております。あと、オンラインで2名、こちらのリアルの場で2名の方が少し遅れて参加ということになるかと思います。総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

早速ですが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

お手数ですが、ご発言の際は挙手をいただき、指名されてからご発言くださいますようお願いいたします。

本日の議題は、次第にありますように、進行管理、総合計画中期実施計画の第1節、第3節、第4節についてとなっております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

資料は、次第に記載しております17点の資料がございます。

配付漏れ等はありませんでしょうか。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づき、各所管の課長級職員が出席しております。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

(出石会長) 皆さん、こんばんは。

今、3人来られたので、あとオンラインのお二人だけですか。

(四宮課長) 佐野委員と平田委員がまだお見えになっていないです。

(出石会長) 先ほど、冒頭から2人増えて、12名ですね。

(四宮課長) そうです。

(出石会長) 分かりました。

それでは、ここからは私のほうで進行させていただきたいと思います。

今、四宮課長からもありましたとおり、本日は、進行管理の中期実施計画1・3・4節、今回、割と意見が出やすい部分だろうと思いますけれども、円滑な審議にご協力をお願いしたい

と思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(四宮課長) 次第にありますとおり、本日は中期実施計画の第1節、第3節、第4節の審議を行っていただきます。

第1回の審議会でお伝えしておりますが、施策間連携及び全般に係る追加のご意見等がございましたら、第4節の審議終了後に改めて承りますので、お願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

第1回の説明と重複する部分もございますけれども、前回、欠席されている委員もいらっしゃいますので、ご承知おきいただければと思います。

最初に資料3-5になります。ここに記載をされている項目に沿いまして総合計画審議会としての意見をまとめていただくこととなります。

資料4をご覧ください。

こちらにつきましては、総合計画におけるKPIの進捗状況について、1節から5節の評価をまとめて一覧にしたものです。総合計画1節から5節、全体を俯瞰してご覧いただける資料として作成しております。節ごとに、設定した数値目標の進捗状況評価、取り組みの方向ごとの進捗状況評価のA、B、Cの数と割合を記載しております。前年度の値につきましては、括弧でお示ししております。

資料5をご覧ください。

こちらにつきましては、1節から5節の節ごとに具体的施策とKPIとその評価をまとめて一覧にしたものです。節ごとにご覧いただく資料としてお作りしております。前年度の値は括弧内で同様にお示ししています。

次に、資料の、節ごとなので同じなのですが、6-1、8-1、9-1、それぞれ頭紙、1節は薄い黄色、3節はピンク色、5節はオレンジ色のものを入れております。こちらの縦長の資料につきましては、節ごとにKPIの実績やその進捗状況評価、主な取り組みの内容などを記載したのとなっております。主にこちらをご覧くださいながら、ご審議を進めていただくこととなります。

ここで、1点おわびがございます。

この総合計画の進行管理表につきまして、昨年度の審議いただいた実績値に誤りがあることが判明いたしました。本来であれば、記載内容を十分に精査した上で、審議会にお諮りすべきところ、大変申し訳ございません。錯誤の内容につきまして、高齢介護課長よりご説明させて

いただきます。

(金高齢介護課長) 高齢介護課です。

資料6-1 総合計画進行管理表、第1節の12ページをお開きください。

(四宮課長) 今、画面でも表示をしております。

(金高齢介護課長) 第1節、取り組みの方向3、具体的施策②介護サービス等の保険給付のK P I 特別養護老人ホームの待機者数が100人以下になっている。こちらにつきまして、昨年度の進行管理表においては、2023年度を121人としておりましたが、正しくはこちらの資料に記載のとおり145人でした。K P I の2023年度欄には、2023年4月1日時点の実績値を記載すべきところ、誤って2024年4月1日の数字を記載してしまいました。なお、進捗状況評価には影響ございません。大変申し訳ございませんでした。

(四宮課長) それでは引き続き、資料のご説明をさせていただきます。

今度は、資料の節ごとに6-2、8-2、9-2、それぞれ1節、3節、4節と同じものですので、6-2をご覧いただければと思います。同様に1節は薄い黄色、3節はピンク色、4節はオレンジ色で、横長の計画表の範囲を示す資料になっております。

こちらは、節ごとに、それぞれのK P I の各年度の想定目標ですとか、主な事業内容などを記載したものです。

説明は以上です。

(出石会長) それでは、事務局からの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

それでは、前回と同様に順次節ごとに審議を進めてまいりたいと思います。

まず、メインが資料6-1、6-2も関わるとは思いますが、第1節につきましてご意見等を承りたいと思います。また、意見を出していく中で、前回もそうでしたが、施策間連携、あるいは、全体に関わるが出てくると思います。それはその都度、確認をしながら資料の3-5の中で、各節ではなくて、施策間連携と全般のところに意見を付する形になるものも出てくるということでご承知おきください。

2時間の予定ですから、3節あって、それから全体的なまとめもありましょうから、大体節ごとに30分めどに進めてまいりたいと思います。

念のため確認なのですが、資料3-5を見てください。

こちらにあるとおり、前回と同じですけれども、節ごとに取り組みの推進・改善に向けての意見・提案。それから今後の展望、それからその他の意見という形で3つに分けて意見を出す形になってまいります。

それでは、第1節につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。石井委員、お願いします。

(石井委員) 質問なのですが、1ページ目の包括支援センターに関すること、下のほう、包括支援センターは数年前から、高齢者対象だけではなくて、ヤングケアラーとか、貧困とか、全ての問題をプラットフォームとして受けるということで、相談件数も増えているというふう聞いておりますが、これはよく考えてみますと、いずれも重い問題なのですよ。高齢者問題は年々大変になってくるだろうし、貧困の問題とか、ヤングケアラー等の相談とか、そういう問題を包括支援センターで一元的にやることはちょっときついのではないかという気がしております。その辺の重層的なコミュニケーションとか、どうそれを対応するのか、それぞれ重いテーマのやつをどうやってその案件を解決、ないしはアドバイスをしていくのかという体制について知りたいと思います。

それから、もう一つは、包括支援センター、かなり重くなっていると思うので、端的に言って、人員は足りていますか。この2点です。

(出石会長) では、事務局のほうからお願いします。

(堀田社会福祉課担当課長) それでは、担当所管のほうからご説明させていただきます。

まず、体制でございますけれども、確かに現在、複合的、複雑な課題が多くなっております。例えば、生活困窮の高齢者の介護の問題ですとか、ダブルケアですとか、8050、非常に困難で難しい問題が多数ございます。確かにこれまで地域包括支援センターは、高齢介護に特化して、フェイス・トゥ・フェイスで信頼感のある対応を取ってきたというふうに自負しております。

そういった地盤があるところに、新たに市役所の基幹型地域包括支援センター、社会福祉課にございますが、こちらが全面的な後方支援を行うということで、まずは身近な相談窓口としての存在を知っていただく。そこにつないでいただくということを主眼として対応させていただいております。

ということで、かなり困難な事例につきましては、基幹型地域包括支援センターの市役所、あとは市役所の中でもほかの関係所管と連携して、対応させていただいているところでございます。

相談支援機関の皆さんが、経験豊富な方が多いということで、個別の相談支援については頑張ってもらっているかというふうには思っております。

先ほど、ご質問いただきました人員体制でございますが、確かにこれまで人員が足りていな

かった包括もございました。現在も少し足りていないところもございますけれども、そこにつきましては、本年度、職員の方の処遇が問題だということで、人件費のもととなる委託料、これを大体1割程度上げさせていただいたということで、ある一定、報酬、5年度の処遇を上げさせていただいたということで、少しずつではございますけれども、人員体制、充足しているかというふうには考えております。

以上でございます。

(出石会長) 追加はいいですか。

(石井委員) 今、ご説明いただいた市役所とか、そういうところで重層的な体制を取っているというお話があったのですが、そこは具体的にどういう関係者なのですか。例えば、包括支援センターで、結構それぞれの重い問題になるではないですか。包括支援センターだけで対応するのは非常に重いと思うのですよ。これをどうサポートするかということが体制として重要かと思うのですが、その辺を具体的にお話聞きたいのですが。

(堀田社会福祉課担当課長) そういった困難な事例につきましては、まず、基幹型の市役所のほうに連絡がございます。こういう案件があったのだけれども、サポートなり支援をもらえないかというようなことがございますので、基本的に市役所の専門職が一緒になって対応させていただいております。そういった案件につきましては、市役所の基幹型包括支援センターと、各地域包括支援センターで案件を、データを共有するシステムがございまして、そういったシステムを活用しながら随時対応について入力したものをこちらでも確認して、新たな展開をアドバイスするなどかなり密接には対応させていただいているかというふうには思っております。

(石井委員) ありがとうございます。

(出石会長) 質問ということでいいですか、意見ということで。

(石井委員) はい。

(出石会長) 分かりました。

ほかいかがでしょうか。

石橋委員、お願いいたします。

(石橋委員) これはもしかしたら昨年度もちょっと話したかもしれませんが、まずはK P Iの数値が3包括支援センターの合計で120を目指していて、それは既に2023年度でオーバーしているということがあるので、ちょっと読みがどうなのかなということが一つ。

あとは、下の補足説明のところにある2つ目の報告の数値は単純な情報共有を含めた件数であると書かれてあるのですが、単純な情報共有となると、例えば、包括に連絡が入って高齢者

と障がいにご方の受診歴だったりとか、障害者手帳の取得がどうなっているのかみたいなことを確認するというのは、多分これは重層的な支援というよりも、ごく当たり前の日常の支援という感じがしていて、それを数値として算入して、包括的なケアをしているのは、ちょっとやり過ぎというか、できれば連携して、一つの案件をどう解決に向かっていったのかというような、この下にある多機関において支援の検討などを行った結果と書いてあるのですが、むしろこちらの数字がK P Iに入ってくる数字に近いのではないのかなと。要するに、連絡を取るなど、これがなくても当たり前にはやらなくてはいけない業務だと思うのですね。ですので、ちょっときついですけれども、むしろこちらの45件というもののほうが現実に動いて、効果というふうに思って、120件はまだまだ遠いというふうに思われたほうがいいのかと思います。

以上です。

(出石会長) 私も全く同じことを感じていて、K P Iのところにも多機関と協働を実施した件数と書いてあって、補足説明の中では単純な情報共有が協働を実施したということになるということですよ。かつ45件という数字が実際の多機関支援が45件という、まさにご指摘のとおりだと思うのですが、ここについてももう少し説明ないし、情報を教えていただけますでしょうか。

どうぞ。

(堀田社会福祉課担当課長) こちらにつきましては、昨年度もK P Iの見込みが甘かったのではないかというご指摘をいただいて、そのとおりというふうに考えております。

ただ、当初、地域共生社会をつくるに当たりまして、多機関連携、協働を行うに当たっては、かなり積極的に行うということで、少しでも協働を行うものは、積極的にカウントしていこうという、そういった思いがございまして、こういったものも入れさせていただいたところがございます。

ただ、当初の目的といいますか、目標がそのような形で始めたものですから、ここでご指摘のあったようなきちんとした支援、ケースのシナリオをつくったようなもの、数値を変えてしまいますと、それまでの内容とちょっと変わってくるということもございますので、状況説明のほうで補足をさせていただくということで、ご理解をいただければというふうに考えております。

(出石会長) どうでしょうか、石橋委員。

(石橋委員) そうしてしまうと、進行状況評価がAでちゃんとやっているという話になるで

はないですか。でも、実際は45件なわけですよ。そうするとこれは全く達成されていないというふうになって、市としては、この件に関してどう取り組むのかということ再度検討するフェーズに入っていくのかなと思うのです。

ですので、去年もこれでやっているから、今年も補足説明でやっているから大丈夫ですよ。といっても、結果がAになってしまうから、意味がないのではないかなという感じがするのです。

むしろこれはそうではないのだという話をちゃんと詰めて、数字を変えるなり何なりして、体制を整えていかないと、今後、8050問題というのは、すぐに9060問題になっていって、さらに困難を極める。そうしたときに多機関連携がすごく重要になってくると思うので、それを同義にするというのは、ちょっとあまりにもまずいのではないかなという感じがするので、私も小坪なのですけれども、特に小坪は逗子市の中で一番高齢化率が高いところで、こういう話題はすぐ直面する課題に地域としてはなってくるので、それを考えていくと、ちょっとこの問題に関しては、取り組みを改善していただきたいなと思います。

(出石会長) 私から補足すると、担当課長のほうからは、数字が例えば、135から次の年度45になるのは、ちょっとバランス、見目がおかしいということなのだろうけれども、そこは前のところを23に変えればいいわけですよ。要は数字をつかんでいるのだったら、今、まさに次年度以降ということになると、今回でもいいけれども、全部数字を直していけばいい。実態に合わせた数字、単なる情報共有ではなくて、取り組んだ件数が把握されているのだったら、それに変えればいいのではないかということなのです。どうでしょうか。

(堀田社会福祉課担当課長) そちらの件につきましては、事務局とも相談させていただいた上で、数値の差し替えをさせていただきたいと思います。

(出石会長) それでは、この点について異論がなければ、来年度に向けた意見のところ今のことを入れたいと思います。よろしいでしょうか。

では、ほかの意見いかがでしょうか。

中西委員。

(中西委員) 6ページの感染症予防対策の推進について、ちょっとまずは質問させていただきたいのですけれども、この中に、带状疱疹予防接種というのが入っているのですが、私の認識だと带状疱疹というのは感染症ではないのです。あと、带状疱疹の予防接種というのは比較的新しい予防接種かと思うのですけれども、これを助成するいきさつというか、その辺の来歴をお伺いしたいのですが。

(出石会長) では、これについてお願いします。

(小上馬国保健康課長) 国保健康課から説明させていただきます。

带状疱疹の予防接種につきましては、まず経緯としまして、国の予防接種法の改正がございました。その中で市町村が行う定期接種というところに位置づけられましたので、これによって市町村が予防接種として行うことにしております。

ご指摘のとおり、令和7年4月から始めたものになります。今回感染症の予防対策の推進というところでは、対象者が年齢で区切られておりまして、一生に一度しかチャンスがないので、そういう意味で、周知をしっかりとっていくということで、取り組みとしてさせていただいています。

4月1日から予防接種ができるように3月まで対象者には通知を発送させていただきました。昨年度、2024年度の取り組みとして開始をしたということでここに記載をさせていただいています。

(出石会長) どうぞ。

(中西委員) では、枠組みとかやり方とか、費用というのは国のほうから出て、市はそれに従った形でやっているという理解でよろしいでしょうか。

(小上馬国保健康課長) 仕組み、枠組みはそのとおりでございます。費用というところに関しましては、こちらは市町村が行う予防接種という形になるので、特段国から費用を直接的にいただけるわけではないのですが、地方交付税の中で所得の低い方の対策としてということで、ほかの予防接種と同じなのですが、その中で積算をして、一部入ってきているというような形になっています。

(出石会長) どうぞ。

(中西委員) 分かりました。国が決めたことには市として違うやり方をやってくださいというのは言えないのですけれども、新しいワクチンなので、やはり新しい医療のものというのは、予期せぬ副反応があったりとか、後遺症の可能性もあるので、そういったこともちゃんと市として踏まえて、そういった危険があるとしたら、お知らせをするべきだと思います。

以上です。

(出石会長) 今の件は意見として載せたい部分になりますか。取りあえずいいですか。

(中西委員) 大丈夫です。

(出石会長) 分かりました。

ほかいかがですか。

どうぞ、石橋委員。

(石橋委員) すみません、15ページにある障がいのある人の居住支援のところなのですが、れども、ちょっとこれは聞きたいのですが、23年度8か所で、24年度8か所、30年度12か所にするというので、確かに8と12の間は数字が狭いので、いけるかなということで、順調であるということになっているのですけれども、これは増えていないのは何か理由があるのかなと思うのですけれども、早め早めにやっていかないと、大変になると思うので、その辺に関してはどういうおつもりなのかなということなのです。

(出石会長) 回答をお願いします。

どうぞ。

(黒川障がい福祉課長) 障がい福祉課から回答させていただきます。

こちらにつきましては、まず、この計画のつくりとしまして、最初に1棟を定員6人という形で策定しているものです。今、私どもの計画の審議会の中でも何棟かというと、定員がまちまちになって、何人くらい入れるのかというのが分からないというご意見をいただいているところです。前置きなのですが、現在あるグループホーム8か所というのが、6件が社会福祉法人がやっているグループホーム、2件が株式会社がやっているグループホームです。

それに対して市は建てるときの助成や補助、またその建てるために建物を貸す方への助成というものをやっております。現実的には建つというのは、各社会福祉法人や株式会社が市内で運営できる土地を確保して、なおかつそのグループホームを運営していきたいという意思に基づいて現在運営されているところですので、若干、こちらとしては受け身な形というのが現状です。

ただし、それをなるべく増やしていきたいというところで、市としましては助成を行っているというところです。

以上です。

(石橋委員) その委託先の福祉法人と株式会社の事業計画に任せるといえるのか、それはしようがないのは分かるのですけれども、具体的にそれに対して障がい福祉課として、どのような策を持って、それを計画達成できるように助成をするだけではなくて、どういう話をしているのかなというのがちょっと気になります。

(出石会長) どうぞ。

(黒川障がい福祉課長) 今のご意見に関して、少し言いにくいのですが、率直に建ててくださいというようなアピールというか、そういったものは、特段行っておりませんで、ホームペ

ージで先ほど言いました補助の関係を周知するなり、そういったところにとどまっております。市内の土地事情等もございますので、なかなか新規で建てるというのは難しいという現状がある中で、こちらで建ててくださいと言いに行くというようなアピールというのは現状はやっておりません。

以上です。

(出石会長) 石橋委員。

(石橋委員) では、例えば、市内で空き家問題がありますよね。空き家の活用というふうなものは、例えば、耐震の補助をしてやるとかいうふうになると、取得は比較的、新築をするよりもそういった空き家を使って、小坪なんて空き家が多いので、地の利は悪いですけども、全市的に空き家が多いというのはあると思うので、その辺活用とかは検討はいただいているのでしょうか。

(黒川障がい福祉課長) 直近のデータではないかもしれませんが、私どもの所管の話ではないのですが、そういうふうにご利用できる空き家の登録というのが、今現在はないというふうにご所管から聞いています。

(出石会長) 空き家は確かに逗子市に限らず、なかなかマッチングがうまくいかない。出てくるのだけれども、使えない。使えるところはすぐ埋まってしまう。ちょっと難しいのかもしれないですね。

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

私から大前提で伺いたいのですが、この第1節だけ端的に言うと、指標に対する達成度が悪いのですね。ほかの節は全てCが20%以下なのです。ここだけ44%。16指標中7指標がC、それも前年から倍以上増えているのですね。ここの部分は福祉、健康、子育て関係ですよ。なぜそうなるのかというのを、分析されているのでしょうか。この分野だけ達成度が上がらない理由があるのか。

(四宮課長) 今のご質問につきまして、資料の5、こちらが節ごとの見比べ表になっておりますので、資料5の1節を見ていただくと、今、会長がおっしゃられた状況というのは、AからCに落ちているとか、昨年度が括弧書きで記されていますので、1節についてこういった状況になっているのは、こちらでは確認できる場所なのですけれども、年次計画表に照らして進捗状況を見ておりますので、1節がこういう状況になった個別の分析というのは、市としても全体として行っているものではないです。

(出石会長) それ以上、突っ込んでもしようがないと思うので、各委員にこれ一つだけで1

節はやはりまさに人が生きていく上で必要な部分なので、中長期的な視点のところでもいいと思うのですが、この節全体として、達成度が上昇していかないことについて、しっかり対応されたいということは入れないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。ご異論がなければ、各課はそれぞれ自分の担当しているところを一生懸命にやるのですよ。それはそのとおりなのだけれども、それこそ施策間連携に関わるのかもしれないのですが、第1節については、ちょっと個別を見ていても分かるように、数値が上がっていないのですよ。むしろ後で時間があったら個別に聞こうと思うのですが、乱高下しているものもあるわけですよ。昨年度数値上がったのに今年は落ちているというのがあるのですね。そのあたりは非常に気になるので、意見として出したいと思います。よろしいでしょうか。

石井委員。

(石井委員) 7ページの地域医療体制のところなのですが、この間、新聞発表で逗子は総合的病院の誘致を諦めた、それでそれに対する対策としては、かかりつけ医が他地域と比べて個人の開業医も人口当たりの密度が高いので、そこを病院、専門医と連携を強化して対応するというところだということなのですが、私が思うに、例えば、主治医とそれにかかりつけ医とその患者という関係が確立していない人も結構いるのではないかとということと、医者について言えば、内科もあれば、外科もあれば、眼科もあれば、耳鼻科もあるわけで、例えば、眼科からほかの大きな疾患が見つかるということがあるわけで、その連携、これはどうなっているのだろうかという話と。

もう一つ大きい話は、総合的な病院がないとしたら、緊急時のハブとなる病院がないと。病院があれば、医療スタッフが24時間張り付いて、緊急の患者の受入体制が、逗子はありませんから、そうすると、池子の医療センターということになるのかも分かりませんが、医療センターって多分開業医が交代でやっているだけ。それで緊急時の対応ができるのか。それから、いろいろな医療機器とかそういうの、それが十分に備わっているのだろうか。この辺のところはちょっと検討したほうが良いというふうに思っています。これは結構大きな問題ではないですか。

(出石会長) では、担当課のほうからお願いします。

(小上馬国保健康課長) 国保健康課のほうからお話をさせていただきます。

ご質問のとおり、今、7ページの取り組み②のところ、地域医療の充実というところの2024年の一番最後の欄、逗子の地域医療検討会というのを行いまして、その検討会の中で、逗子の医療に求めるものというところで、逗子の地域医療検討会、最終取りまとめというもの

が昨年度提出されました。その取りまとめの中には、そのまま報告書のものなのですが、総合的病院誘致を中心とした体制から今ある資源を活用しつつ、逗子市に必要な機能を小さなものから積み上げていく医療体制への転換を提案すると、こういう内容で報告をいただきました。

これを受けまして、またその前に実施しておりましたシンポジウムでの意見、こちらを参考としまして、市長が令和7年の逗子市議会の第1回定例会において、総合的病院の誘致を取りやめ、総合的病院がなくても、市民の皆様が安心して暮らせる地域医療へ方針を転換するという形で施政方針の中で表明したという形になっております。

その中にもありました今後の体制というところに関しまして、また、冒頭でありましたかかりつけ医の関係などにつきましては、この市長の方針の変更を受けまして、地域医療の方針という案を所管のほうでつくり、パブコメ、市民説明会を経まして、8月に逗子の地域医療の方針というものを策定いたしました。

その中に、かかりつけ医について重要な存在ですというようなことから、市民がかかりつけ医を持つための支援に取り組んでいきますというような行動目標、またその方針というのが、方針をつくったら全て解決するというものではなく、今後、逗子が目指していく地域医療を実現するために取り組んでいく課題を取りまとめたものという形で策定をいたしました。

こちらを基に、今後、逗子市で不足しているものなどを整理しまして、そちらの整理が終わり次第課題に取り組んでいくというような形になります。

ご質問の、逗葉地域医療センターに関しましては、おっしゃるとおり、医師会の先生が当番で、順番に診療していただいています。不足のところは、外から先生を補充することもあるのですが、基本的に逗葉地域医療センターは休日夜間の診療所となっております、その医療的にいうと、1次救急という形の体制になっています。1次救急というのは、一晩自宅で過ごすにはちょっと耐えられないと、翌日の専門の先生、かかりつけの先生なり、通常の診療時間に受診をするまでの間、取り繕えるような応急処置をする場所というのが1次救急になります。

(出石会長) 少し簡単にまとめてもらえますか。

(小上馬国保健康課長) 失礼いたしました。

救急が対応できる大きい病院に関しては、症状に応じてかかるものになりますので、医療の役割分担をしているというような形になっております。

以上です。

(出石会長) 要するに、今、石井委員の心配されている総合的病院の誘致から、かかりつけ医を中心とした地域医療、ここに挙がっているとおりなのですが、それについて重要だという

ことを指摘されて、それに対して今の方向を説明しただけなのだけれども、それはそれとして、心配な点は多分市民の皆さん一緒だと思いますので、この点は中長期的なところに、しっかり地域医療の推進に取り組んでいくことが大事であるということを入れるということはどうですかね、よろしいですかね。

では、ほかの委員もよろしければそのようにします。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ、中西委員。

(中西委員) 9ページの地域自殺対策の推進についてなのですが、これは残念ながら人数が上がっているのですが、この中で未成年者の件数は把握しているのですかということをお伺いしたいです。

最近、報道でも子どもの自殺というのが増えていて、それが問題になっているのですけれども、やはり子どもの自殺というのは、もちろん大人の自殺もゼロであるべきなのだけれども、子どもの環境というのは、基本的に大人が整えているので、そこはやはりしっかりと周りの大人の対応に責があると捉えて、しっかりと件数と原因とか予防対策を、大人と子どもでは別ラインで分析していただきたいのですけれども、そのあたりはどうなっているのか教えてください。

(出石会長) お願いします。どうぞ。

(小上馬国保健康課長) 国保健康課から回答します。

まず、お子様の自殺について把握しているかということなのですが、把握はしているのですが、人数が少ない場合については、個人が特定されてしまうので公表できない形になっております。ですから、ここはトータルの数字でということをご説明をさせていただいております。

あと、子どもへの対策ということに関しましては、重要な話になりまして、それを対応するために、ゲートキーパー講習会というのを開催しているのですが、昨年度は教員向けで実施しまして、その子どもに自殺対策を強化できるように取り組みをしているところでございます。

以上です。

(出石会長) 数字のほうはここでは出せないということで。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(中西委員) 別に数字を公表してほしいということではなくて、原因が大人と子どもでは全く違いますし、子どもの自殺ということは本当にあってはならない。周りの大人の責任だということをしっかりと自覚をして、もちろん今ゲートキーパー講習会を先生向けに開催したとお

っしかったのですけれども、はっきり言ってそれだけでは全然私の中では対策としては少ない
なと思います。もっと子どもの、子どもは先生だけでは対応するのではないので、周りのいろ
いろな環境で子どもを守っていくように、しっかりとやっていってほしいなと思います。

(出石会長) その点は意見として載せたいですかね。

(中西委員) お願いします。

(出石会長) よろしいでしょうか。特に子ども自殺について、教員のみならず、広く広報、
対応するようにしてもらいたいというようなまとめでいいですか、よろしいですかね。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、嶋岡委員。

(嶋岡委員) 嶋岡です。

同じ地域自殺対策の推進について質問と意見の話ですけれども、2024年度の実施内容を拝
見していると、自殺対策に関心ある方向けの講座だとか、講演会などあると思うのですけれど
も、実際、思い詰めている方へのフォローがどういう形であるのかなという点がちょっと気にな
っていて、自殺対策普及啓発活動、街頭でティッシュなどを配るという活動のところに、相
談窓口をネットでチラシを拝見したら、記載したティッシュを配るという活動があるのを拝見
したのですけれども、あまり何か実際に窓口の必要な方へリーチする仕組みがあまり対策とし
てないのではないかなと思っていて、逗子市の中の心療内科だとか、そういう医療機関がある
と思うので、そういったところにもう少し追い詰められている方、何か問題を抱えている方が
そういう情報にアクセスしやすいように、何か対策を、例えば、月1の市の便りにそういう情
報を積極的に載せるとか、そういうことが必要かなと思いました。街頭でティッシュを配って
も受け取る方の人数は、市民の数に対して相当少ないと思うので、何かそういう対策を今後取
り組んでいただけたらなと思いました。もしここに記載されて、私が気づいていない対策があ
ったら併せて教えてほしいなと思います。

(出石会長) では、さらに何かあれば取り組んでいる状況を説明していただきたいというこ
とと、いずれにしても、自殺対策についてはさらに強化してもらいたいという意見でいいです
よね。

どうぞ。

(小上馬国保健康課長) 相談窓口につきましては、ホームページに掲載というところもちろ
んありますし、神奈川県が行っておりますLINEで相談ができるような窓口があります。
そういうようなチラシを公共施設のトイレに貼らせていただいています、カードなのですけ

れども、それを持ち帰れるようなことをしたりしております。

対策については、やはり広報、知ってもらおうということも大切ですので、そのあたりは強化していきたいと思います。

(出石会長) では、来年に向けた取り組みとしての意見でいいですか。

(嶋岡委員) はい。

(出石会長) では、そのようにします。

ほかいかがでしょうか。

どうしてもここは厳しい評価が多いので、意見としても指摘が多くなるのですが、一点だけ私から、6-1の29ページの子どもたちの居場所づくりの推進については、少しフォローする意見を述べたいと思うのですが、実績が着実に上がっていると見えるのですけれども、確かにこれはすぐにでもスマイルの講座に2,000人参加というのが、多分担当課では目標なのでしょうけれども、よくよく見ると2年間で倍以上伸びているのですよね。これが、確かに進捗状況評価の計算上、Cになってしまう、Bにはなり得ない。前回もあったのかもしれませんが、全般のところ、Bの場合に、遅れが取り戻せないと考えられるときはCに下げるとあるけれども、逆に、Cの状態なのだけれども、これはむしろ十分リカバリーできるというような場合にはBにしてもいいのではないかと私思うのですね。これなんかまさにそう思うのだけれども、CはCでそのままでもいいのだけれども、それは担当課に聞きたいのは、これは今後も含めて2,000人目標というのは厳しいのですか。

お願いします。

(中川子育て支援課担当課長) 確かに厳しい目標ではあるとは思っていますが、この伸びを考えて、来年、再来年すぐにとというのはちょっと難しいかもしれませんが、最終年度に向けては達成できるような取り組みは進めていきたいと考えています。

(出石会長) 分かりました。

バックキャストिंगなのか、それともすぐにでも達成して、それを維持していきたい目標なのか分からないのですよ。ですので、今の子育て支援課担当課長の回答は、要は2029年に向けては頑張るよ、やれるよというところでしょう。だけれども、今すぐには無理ということですよ。

お願いします。

(中川子育て支援課担当課長) こちらにも、記載をさせていただいていますが、もともとの募集の人数というのが、まだ2,000人の募集というところできていないので、まず2,000人

の募集ができるように、年を追うごとに努力はしていきたいというところと、予算が絡むところもありますので、なるべく予算がかからない方向で、子どもたちが体験できるような講座の取り組みができればというふうには日々考えておりますので、目標を達成できるように努力をしていきたいと思います。

(出石会長) 委員の皆さん、よろしければ、こういうケースって、もともとの指標で進捗状況が70%未満はCになってしまうのだけれども、段階的に伸ばしている、今なんてまだ2,000人募集していないのに、2,000人なんていくわけないわけで、段階的に上がってくるときの、その年度の評価なので、簡単に70%未満をCとするのは、ちょっと酷だし、ちょっと趣旨が違うと思うのですよね。

(四宮課長) このA・B・Cの判断というのは、年次計画資料に基づいてやっているところなので、こちらの年次計画資料、6-2のほうの16ページ、最後のページが今2,000人という形で設定してしまっているところからされている状況です。ですので、Cを引き上げるというよりは、本来であれば、ここが段階的に踏んでいるのであれば、年次計画資料をいきなり2,000人でずっと到達するという目標ではなくて、少し刻むような形に見直すことで、実態に即した評価をするというのが、考え得るところかなと思います。前期実施計画で同じ目標が立っていて、そのときも2,000人というのを掲げていたもので、所管からするとちょっと背伸びをしてしまっている状況があるのですけれども、前期実施計画から引き続きの目標なので、ちょっと刻むよりは本来あるべき2,000人というのを常に目指すというような、ちょっと壮大な目標になってしまっているので、募集状況ですとか、今の数字の推移を見ると、少し先ほどのものと近いかもしれないですけれども、計画の数値の取り方、今回でいうと、計画資料の数字の目標設定を少し現実に即して見直させていただくというのが、現実的な対応になろうと思います。

(出石会長) 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

第1節はよろしいでしょうか。

それでは、第1節の審議は以上とさせていただきます。

第3節に移りますので、職員の入替えをお願いいたします。

(職員の入替え)

(出石会長) それでは、「第3節 自然と人間を共に大切にすまち」になります。

第3節につきまして、ご意見・ご質問等ありましたら発言をお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

(高橋委員) 15ページのごみ処理。生ごみの話なのですけれども、昨年から処理の話、逗子市の審議会で行っていらっやっったと思うのですけれども、それも葉山町の状況ということで、開始を延期しているということが記載されていますけれども、これの今の状況、進捗状況、それと今後のめど、どのような感じでスケジュールを組んでいくのか、これは質問ですけれども、ちょっと教えていただけますか。

(出石会長) 担当課お願いします。

(鷲原資源循環課長) 資源循環課でございます。

葉山町というのは生ごみ資源化共同処理でございますが、当初の開始予定は令和7年3月からでございました。現在、本市としては生ごみの分別収集・資源化を延期しております。その理由なのですが、昨年11月の半ばに葉山町が生ごみの資源化の施設、生ごみ資源化処理施設の工事を延期するということが確定したということで、それを表明して、本市としては、共同処理ができないということで、延期しております。

葉山町としましては、工事を進めておりまして、7月末に施設が完成しております。葉山町側は葉山町民から分別して集めた生ごみその施設において、堆肥化処理をしております。本来は、本市も一緒に共同処理を開始すべきところではあるのですが、様々な課題と申しますか、開始できない理由がありまして、一番大きなところが葉山町と共同処理をするということなので、一緒にごみ処理を行うための負担金、一つは資本費というもの、一つは処理費でございます。

資本費なのですが、これは施設の建設費用のことございまして、実は葉山町は工事請負業者と施設の費用について折り合いがつかない聞いています。具体的には増減工事料と物価スライド料になります。合計で約6億4,000万円の請求を葉山町に対して行っているようです。

その資本費については、その施設の工事費が確定しない限り、共同処理に係る負担金というのは決められませんので、まずは本市としましては、事業者と葉山町が協議をしている工事請負、これが解決してから、本市と葉山町は協議を開始しますということを表明して、正式に伝えております。

ということなので、具体的な開始日時というのは今申し上げることができません。これは市議会でも市議会議員の皆様にもお話ししておりますが、今、そういった状況でございまして、延期をしておるといふところは間違いなくて、本市と葉山町と協議が開始できないということが、

一番大きな理由でございます。

以上でございます。

(高橋委員) そうすると葉山町の中での課題が解決しない限り、逗子としては動かない状況が続くという理解でよろしいでしょうか。

(鷺原資源循環課長) はい。

(高橋委員) 分かりました。

あと、もう一ついいですか。

(出石会長) どうぞ。

(高橋委員) この鎌倉市の可燃ごみの試行受入れというのが始まっているのですけれども、これは逗子市側が鎌倉市のごみを受け入れて処理をしているという理解でいいですか。

(鷺原資源循環課長) 昨年度は、試行受入れを行いました。というのは、今年4月からの本格受入れ、これは地方自治法に基づく事務委託というところで開始をしておるのですが、その前に試行的に受入れをして、実際に車の動きとか、人の動きとか、そういったところを、処理の方法とか、問題ないかどうか確認するために試行を行いました。これが昨年度は7月、9月、10月、3月の合計で約8週間行いました。

現在は、本格的に鎌倉市から可燃ごみを受け入れております。年間で計画では約8,900トンを受け入れていく予定なのですが、先ほどお話した生ごみに関連しまして、本市が生ごみの分別収集をできないということになっておりますので、その分、生ごみが減った分、鎌倉市から可燃ごみを多く受け入れる予定でありましたが、その分は計画より少し鎌倉市からの可燃ごみの搬入は減ってしまっているという現状がございます。

(高橋委員) 逗子の分としてオーバーフローしているということはないのか。

(鷺原資源循環課長) それはないです。

実は、逗子の池子の環境クリーンセンターでございますが、焼却可能量として、年間当たり2万トンを設定しておりますので、その範囲内で葉山町からの可燃ごみ、逗子市からの可燃ごみ、それに加えて、余裕ができたところに鎌倉市からの可燃ごみ、これを受け入れているという計画になっております。今のところ、順調に進んでおります。

(高橋委員) ありがとうございます。

(出石会長) 確認なのですが、資料8-2の11ページで、葉山町との生ごみの共同からのところの最後に延期と書いてある。延期にしているということは、これがあるから進捗状況評価がAからCに下がったのでしょうか。これを修正すると、Cではなくなるのではないの

か。テクニク的な話で申し訳ないのだけれども、いずれこれが実現すれば、Aに戻るのですけれどもね、それはそれでいいのだけれども、これはK P I を変更しているということですか。

(鷺原資源循環課長) K P I は変わらないです。

(出石会長) 時期が変わるということですか。

(鷺原資源循環課長) 今、不確定な状況でございますが、本市としては近い将来、葉山町とも生ごみの資源化共同処理を開始したい。これについてはもう協議なり進めますので、ただ、時期が未確定ということでございます。

(出石会長) 高橋委員、これは意見として出してもしようがないですね。

(高橋委員) はい、質問だけ。

(出石会長) 分かりました。

ほかいかがでしょうか。

では、石橋委員お願いします。

(石橋委員) 8 ページのところの自然の回廊と保全の活用のところ、今後の対応として、様々な団体のウォーキングイベント等での活用を働きかけて支援すると書いてあるのですけれども、具体的に助成だったりとか、助成金だったりとか、どうやって支援をしていただけるのかなというのが疑問です。

(出石会長) お願いします。

(黒羽経済観光課長) 経済観光課、黒羽と申します。

助成につきまして、金銭的な助成は今のところ考えておりません、イベント等の自然の回廊という、自然がいっぱい残っていて、しかも逗子市内を一つの回廊に見立てているような形での展開をさせていただいているところを紹介させていただいて、現在の教育、文化、スポーツなどについてのウォーキングイベント、あるいは散歩、あるいは子どもたちの幼稚園だとか保育園などの散歩コースにするだとかというところでの新しい働きかけといった形ですけれども、それを提案していくような形で考えております。

(出石会長) いいですか。

Cがついているのは、ここは実は今のところと先ほどのところで、先ほどの生ごみ処理の件は、葉山町との状況によって決まることなのでいいとして、これは1回実施できたのですよね。

(黒羽経済観光課長) そうです。

(出石会長) 今回は。ですので、複数回に対して1回ということで、順調とはみなせないなというけれども、今後の見込みとしてはどうですか。

(黒羽経済観光課長) やはり去年もそうだったのですけれども、夏の暑い時期にいろいろ企画があったりとかしていたのですが、熱中症の警戒アラートとか、そういったところが出てくると、やはり最終的にはイベントを延期せざるを得ない、あるいは中止せざるを得ないという状況になっていまして、そこをこれから秋とか、冬とか、そういったところでも使えないかというところで展開をしていきたいなというふうには考えています。

(出石会長) 分かりました。

ほかは大体AとBなのですけれども、何かご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、ここについては特に意見がないということで、自然の回廊のイベントについては、時期を、夏以外にも計画をするというのではないかというかたちで、これを意見として出しておきたいと思います。

石井委員どうぞ。

(石井委員) 緑のところ、4ページの特別緑地保存地区とありますが、これは、休止中になっているのですが、私の理解では、緑の基本計画の中で、緑の回廊と、自然の回廊と、それから、まちの緑の保全の中で、特別緑地、要するに中心部から見える緑を積極的に守ろうではないかということで、特別緑地保存地区というのがあったと思うのですが、これを休止というのは、実際、地権者の交渉とか、費用を払うコンプリヘンションしなければいけないということからこれはやめたのですか。最近、緑の基本計画が改定されたと聞いているのですが、その辺の絡みとか、そういうものはないのですか。

(土屋緑政課長) 緑政課の土屋と申します。ご説明いたします。

緑の基本計画は今おっしゃるとおり、令和4年度に改定されております。ただ、その後で、この市街地から見える緑の、寄附と相談はあるのですけれども、特緑の候補地というのは、以前候補地を洗い出したことで、リカバーされていたのですけれども、地権者との交渉というところもあるのですが、基本的にそこも含めて崖地を多く含んでおりまして、その崖地のところを特別緑地保全地区だということで、お話があっても崖地を良好な緑地とみなすのかという議論がみどり審議会の中でもありました。また、今後も審議をしていかななくてはいけないのですけれども、そこはちょっと一旦基本に立ち戻って、そこを寄附として受けたり、もしくは特緑に指定したりというところも、緑の基本計画上見直しをする必要があるのではないかとこのところ、一旦ここについては候補地も含めて休止という判断をさせていただいております。

(石井委員) 特別保存緑地の候補地がいくつかあったと思うのですが、それはすべて崖地なのですか。

(土屋緑政課長) 崖地を含んでいるところはかなり多くあります。崖地も含めてどうなのかというところを、今一度、審議する必要があるということで一旦止まっているという状況です。

(石井委員) まちの中心部から緑、これはやはり大事だと思うのですよね、精神的にも。そこを保存しましょう、大切に守りましょうというのが特別保存緑地だと思うのですよね。

(土屋緑政課長) あくまで一旦考え方を整理しようということで止まっている状況で、特別緑地保全地区を完全にやめるという話ではないです。

(石井委員) 整理はいつ終わるのですか。

(土屋緑政課長) 今年度のみどり審議会から話をしていくところで、今年度まだみどり審議会を開催しておりませんので、そこでその話を進めていくこととなります。

(出石会長) これは、そちらの審議会なので、なかなか意見を出しにくいところなので、ここを聞いたというところでもよろしいでしょうか。

ほかいかがですか、よろしいでしょうか。

どうぞ、中西委員。

(中西委員) 5ページの公園の活用及び維持管理の部分なのですが、こちらの取り組み②のところユニバーサルデザインの導入と書いてあるのですが、その前に書いてある多様化する市民ニーズに対応し、というのは、多様化する市民ニーズに対応して、いろいろなことをする中にユニバーサルデザインがあるのか、それともこれはやるが、ユニバーサルデザインだけということなのですか。具体的にどのようなことをするのでしょうか。

(出石会長) お願いします。

(土屋緑政課長) 緑政課です。

多様化する市民ニーズの中にユニバーサルデザインが含まれているという考え方で、現時点ではリニューアルする遊具は予定されていないのですが、今後、公園ストック、再整備の計画をこれから進めていく中で、そういう事柄が出てきたらそのニーズを拾い出して、そのニーズに応じて、必要に応じてユニバーサルデザインを、いわゆるインクルーシブ遊具であるとか、そういうものの導入を検討していくという意味でございます。

(中西委員) ユニバーサルデザインに限らず、多様化する市民ニーズに対応していきたいという意向だということで理解したのですが、その下に、アダプトプログラムと書いてあって、市民の里親になるシステムなのですが、公園に亀井児童公園みたいなテーブルと椅子があるような公園を増やしていただきたいのです。亀井児童公園のパーゴラのところが、市民とか、子どもとかみんなお弁当を食べたりとかして活用されているのですが、意

外とそういったものがある公園というのはそんなに数が多くないのですね。アダプトプログラムだって、やはり市民がその公園に愛着があるからこそ、里親となって管理していこうという気持ちになるのですから、やはり例えば、アダプトプログラムで、市民の方がお手入れをした後に、みんなでちょっと座ってお茶を飲もうみたいな、そういった場所があることが市民に愛される公園になっていくことだと思うのです。

ですので、もちろんユニバーサルデザインとか、インクルーシブ遊具もいいのですが、市民が集えるという形での公園の設置をお願いしたいなと思います。

(出石会長) K P I と今の意見は多分一致しているところなのですよ。気軽に行ける公園が整備されているという意味では、ご主張は意味があると思います。一旦、担当課の発言を聞いた上で、ただ、個別の事業なので、載せるとしたらその他の意見かなと思うのですね。いろんな取り組みをする中での一つだから。ただ、担当課のほうで今のことについての見解があれば。

(土屋緑政課長) 緑政課です。

このシートの今後の対応のところに書いてありますとおり、今後は長寿命化計画の更新後に公園ストック再編計画というのを予定しております。こちらで市民ニーズを拾い上げまして、そのニーズに応じた形の再編計画をしていきます。声の大きい人のためにだけやっていくのは不公平になってしまいますので、そこは公園ストック再編計画に基づいて公平にニーズを反映していきたいと考えております。

(中西委員) 分かりました。

(出石会長) では、意見として、市民ニーズをしっかりと把握するよということを入れましょう。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、第3節は以上といたします。

では、また職員の入替えをお願いします。

(職員の入替え)

(出石会長) よろしいですか。

それでは、第4節は「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」です。

ではこちらの審議に入りたいと思います。

ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

どうぞ、高橋委員。

(高橋委員) 去年も空き家の話、先ほどもちょっと出ていたのですけれども、去年、会長のほうから強い要望というか、空き家対策の計画にしっかり取り組んでいきなさいよというような話になったような覚えがあるのですけれども、その後、その辺はどういった受け止め方をして何か進捗があるのかどうか、そこだけ確認したい。

(出石会長) どうぞ。

(坂本まちづくり景観課長) まちづくり景観課からご報告させていただきます。

現在のところ、まだ空き家の計画については実現というところまでは至っていないところになります。しかし、前回もご意見を賜っているところもあり、適正管理のための計画というところでは、必要性を考えているところでもあります。

すぐにといいわけではありませんが、やはり前回もご指摘いただいた、この先、いわゆる雪の重みで屋根が潰れているような、そういったような空き家が逗子にあるわけではないというところを、いつまでもというところでは分かりませんが、将来的にはそのようなことを考えている。今年3月ぐらいに県がモデルプランを出したので、それに基づいて、逗子に合うような形に少し検討を進めているというところの状況です。

報告以上です。

(高橋委員) そうすると、明確にいつまで何をやるといった目標も立てられていなくて、静観しているという言い過ぎかもしれないけれども、そのくらいの状況で進んでいないという理解になってしまうのですけれども、去年、結構強い要望をこちらとしては出したような覚えがあるのですけれども、その辺の受け止めというのは、何か進まない、ネックな部分、そういうところはあるのですか。

(出石会長) お願いします。

(坂本まちづくり景観課長) 現状、今のところ空き家に関して、実際に事業としてはいろいろなことを実施させていただいております。例えば、入り口戦略とするならば、空き家の予防啓発に関するもの、利活用をということであれば、空き家アドバイザーなどを派遣し、実際にそれがそのままそれが流通に乗るように、出口戦略とするならば、例えば、空き家の流通促進のモデル事業ということで、なかなか財政的に難しい方に対しての70万円の補助、また、相続人のいない方に関しましては、昨年、相続財産清算人の申立てなどといったような実際事業としてやっているところです。

この部分で、計画という言葉のものになりますと、実際、総合計画の中のところで、空き家に関しましては、適正管理と活用ということで、事業を行っているものに関しての方向性は一

定のものは示されているというところで、ご意見に関して決して流すということではなく、素案的なものを一回策定はしているところではありますが、実際、それを行政としての行政計画にまでには至っていないということでご報告になります。

(高橋委員) 分かりました。

いろいろ取り組まれている、ご努力されているというところは理解できたので、ぜひそれを総合的な計画として取りまとめて市民へ示すことも大切なのかなと思いますので、引き続き取り組んでいただくように要望したいなと思います。

(出石会長) どうぞ。

(坂本まちづくり景観課長) すみません、ありがとうございます。

ここでのご意見を踏まえて、私たちも動いているところは事実ですので、引き続き、ご意見を賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(出石会長) 前回、私から強く言ったことと同じで、補足しておきますと、空き家の計画を立てるということは、あるいは個別の事業を実施されているということであれば、それなりにフォローもされると思うのですけれども、もう一つ昨年と言っていないことで大切なのは、空き家の協議会をつくるということも大事だと思うのですね。というのは、今の説明は全部市役所の中の話でしょう。空き家対策協議会というのは、不動産関連の団体だとか、弁護士だとか、あるいは専門家が入って、それこそ利活用と保全の両方の観点から意見が出るのですね、実際に。そういうところを活用しない手はないし、やはりそこはよりの確な空き家対策を進めていくのであれば、市役所でやるだけではなくて、市の関係者、皆さんで取り組んでいくというのは大事だと思うので、その点も意見として申し上げたいと思いますので、よろしければ引き続き今の点など含めて、中長期で検討すべきこととして上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

(中林委員) この中で所有者へのアプローチという言葉があると思うのですがけれども、具体的にどういうふうにアプローチするのですか。というのは、うちの前にいっぱい空き家があって、お隣のおうちの人は電話番号をたまたま聞いているから、ちょっと連絡するねみたいな話そのレベルでしか分からなくて、所有者へのアプローチとして空き家アドバイザー派遣制度とあるのですがけれども、この所有者へのアプローチはどなたがするのですか。空き家アドバイザーの人がするのですか。

(出石会長) では、お願いします。

(坂本まちづくり景観課長) 方法としては2点ほどあります。1点は、今、委員がおっしゃられたお隣がといったような形でご近所の方から市のほうに通報という形でご連絡をいただくことがあります。令和6年度で見ますと、年間大体53件という統計はあります。お隣が空き家であるところ、その内容もほぼ7割ぐらいの35件までは、草木が繁茂して困っていますといったようなこと、1割、8件ぐらいが蜂の巣ができていたといったような、こういったようなことで連絡が来ます。

報告を受けますと、私ども市のほうでは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、固定資産税の台帳に基づいて所有者を調査し、その方へ連絡を取っています。例えば、草木が伸びている、蜂の巣があるといったようなことであれば、その対応方法の資料とかも含めて改善をしてくださというようなアプローチをしていきます。

また、利活用の、何となく空き家というような形になっているということであれば、ここにあるような、例えば、アドバイザー派遣制度がありますよ、利活用できますよというような呼びかけをしています。

もう一点は、地域の自治会等にご協力をいただき、地域の中で、例えば、回覧板を回す中で、ここのお家が今空き家なのですよということや、自治会でこのところがもう空き家になっていて、長いこと戻ってこなくて困っているのよねといったようなお声をいただいたところで、やはり持ち主を固定資産税に基づき調べまして、例えば、空き家のセミナーやるからお越しになりませんか、アドバイザー派遣制度ありますよというようなダイレクトメール的なものを送るような形をしています。こういったような形でアプローチという表現をさせていただきました。

(中林委員) 逗子市に何軒空き家があるというのは、市では把握できるのでしょうか。

(坂本まちづくり景観課長) 国が令和5年の秋に行いました住宅・土地統計調査に基づきますと、逗子市の中で、あくまで統計ですので、ある一定の拠点に基づいて市域内を伸ばしているという形になりますが、令和5年の時点で逗子の空き家の総数ということになりますと5,170軒あると言われていています。そのうちの約半数近くになるふだん別荘として使っていますよというものが2,280軒、賃貸のために空き家になっている住宅は1,070軒、売却のために空き家になっている住宅は190軒ということで、今、申し上げたような何となく使い道がなくそのままというのは、その中では1,630軒と言われていています。

(中林委員) それに対してDMとかを送っているということですか。

(坂本まちづくり景観課長) 全部ではないですけども、そういったようなところをターゲット

ットとして送るようにはしております。

(中林委員) 小坪住民協のほうで空き家の対策のところに指導に入っているのですが、
どういうふうに訪問していいかというのが分からないのですよね。それで、明らかに空き家な
のは分かっているという、僕は住民協の名刺があるので、何となく格好はつくのですが、
市のほうからももう少し積極的に何かアプローチをして、きっかけをつくっていただけるとうれ
しいなと思っています。

分かりました。空き家の軒数とかだけ把握しているけれども、直接のコンタクトは全部では
やっていませんよということですね。

(坂本まちづくり景観課長) 現状では。

(中林委員) これはやるつもりがあるということでしょうか。

(坂本まちづくり景観課長) はい。

(中林委員) 分かりました。

(出石会長) 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、税情報などを調べられるので、
認められるのですよ、全てではないですが。所有者不明土地もあるので、民法で対応できるよ
うになっているから、計画や協議会をつくったほうがいいのではないですかと、ずっと言っ
ているのです。そうすれば、動けるのですよ。計画がなくてもできるのだけれども、やる気があ
るのかどうかなのですよね。すごく大変なのです。空き家は、当たり前だけれども住んでいる
人がいないから。それを住民協などがアプローチするのは正直難しいです。そこは市役所の仕
事なのですよ。そのあたりをうまくやっていくのが法に基づく計画であり、協議会を設置して
みんなで協力して取り組むことだろうと私は思っていますので、それを含めた意見でいいのだ
らうと思っています。このあたりは、むしろ市のほうで対応してもらうしかない。

(中林委員) そうするのは個別に、例えばここのお家なのだけれどもという問合せをすれば、
お返事をいただけるものでしょうか。

(出石会長) どうぞ。

(坂本まちづくり景観課長) 持ち主の情報を提供するというわけには、個人情報なのででき
ないところがあります。ですので、令和4年のときに亀岡自治会とも協力もさせていただきました。
なかなかお届けできなかったというところはあるかと思えます。ただ、住民協と協力
させていただいて、そういう情報を共有させていただきながら、例えば、地域の中で持って
いらっしゃるこのお宅、空き家じゃないかというような情報を寄せていただければ、我々のほう
でもその状況、例えば水道の使用量とかを見ながら、本当に空き家かどうか、実際に見に行っ

て、明らかにポストがいっぱいだなというところが分かれば、その持ち主に対してのアプローチをしておりますので、ご協力いただければと。

(中林委員) 市のほうからしていただける。

(坂本まちづくり景観課長) はい、アプローチは。

(中林委員) 分かりました。

(坂本まちづくり景観課長) ですので、そこはぜひ。

(中林委員) 一気に僕の仕事が進みそうです。

(坂本まちづくり景観課長) コンビを組ませていただければ幸いと存じます。

(中林委員) 分かりました。ありがとうございます。

(出石会長) そのほかいかがでしょう。

(加藤委員) 5ページの災害対策に関わる整備の充実というところで、K P I 自体が津波避難ビルの指定数21施設以上にするということで、長々とずっと3年間進展がなくて、内容的には民間のところに頼んでも同意が得られないとか、新しい建物が建たないというような感じで書いてあって、下のところの取り組み②のところで津波に対する市民等の不安を解消するために津波施設の整備を図るということで、これは具体的に民間とか、人にお願いするという前提だけで、何か市側のほうで能動的に自ら動くというのはあまり考えていらっしやらないのかなと見受けられるのですけれども、これはどのような感じなのですか。

(出石会長) こちら担当課の方いらっしやいますか。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課から説明させていただきます。

まず、現在指定済みの津波避難ビルに対しては、やはり民間にお願いする部分が多いところは承知しております。また、能動的にということなのですから、現在、そちらのほうも市自ら何かできないか検討しているところでございます。

ただ、実際に何か進んでいるかという、なかなか進まないところも現状でございます。

以上です。

(加藤委員) そうすると概ね順調というのが、あくまで21分の17というような感じがいいのであればいいのですけれども、何か別に進展がないでしょうということ、ずっと21に向けて17のままという感じなのかなと思ったものです。

(出石会長) この数値は、K P I として21施設以上というのは、段階になって、こちらの資料9-2の4ページ、こちらはいきなり21ではなくて、段階を経ていくので、評価としてはBになるのでしょうかね。

ただ、1年で挽回ができないようだったらCというのが、当方の指標の立て方なので、ある程度、機械的に立ってしまうので、しょうがないところはあると思うのですが、民間頼みだから、なかなか難しいけれども、努力はするということだとするならば、我々としては、引き続き、強く要請するとか、頑張ってくださいという意見を出せるのかなと思うのですが、そんなところでどうですかね。

(加藤委員) 先日、津波警報などがあつた中で、南海トラフとか、あまり悠長に構えている時間はないのかなと思ったものですので、ちょっと質問させていただきました。

以上です。

(出石会長) 石井委員、お願いします。

(石井委員) 6ページの避難行動要支援者、これは今のご意見に近いのですが、これのKPIが概ね順調であると。これは我々地域でも避難行動要支援者をどうやっていくのかというのは非常に苦戦しているところでして、ここの概ね順調であるという感覚がちょっと合わないのですよ。どうしてこうなっているのかな、素朴な疑問です。

(出石会長) これも資料9-2の5ページが順次漸増の目標なのですけれども、これについて説明をお願いします。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課から説明させていただきます。

2023年度はKPIの数字としまして、実績で12.50%でございました。令和5年度、13.9%以上という想定目標でございまして。2024年度に移りますと、これは12.35%の実績でございまして。想定目標は17.4%以上というところでございまして。これにつきましては、個別避難計画の作成率、つまり作成に係る同意者数を計画作成済者で割ったものでございまして。作成済者の件数は補足説明の最後のところに掲載してございまして。192件から201件、9件ですけれども、作成済者が増加したといったところが、今回のプラス材料かと考えておりますので、Bの概ね順調という評価に至った次第であります。

以上です。

(出石会長) 次の年度、20.9%まで戻せるのですね。そこを見なければいけないですよ。大丈夫なのですね。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課から説明させていただきます。

しかしながら、委員おっしゃるとおり、会長おっしゃるとおり、厳しい数字を掲げて、目標としておりますので、ここは課としても頑張っていきたいところかと考えております。

(出石会長) もしかすると指標としては、BよりもCに近いのかもしれないですね。翌年度

にリカバリーできるという前提のBなはずなのですよ。高い目標を立て、それでCがつくことが悪いわけではありませんので、むしろ、我々審議会としては、K P Iのリカバリーに向けてしっかりと取り組んでほしいということで、それもこれは急ぎですよ。来年度に向けての取り組みとして意見は我々としては出したいと思えますけれども、よろしいですか。それは意見として出します。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(中西委員) すみません、戻ってしまうのですけれども、5ページの災害対策に係る整備の充実で、先ほど津波避難ビルのお話が出たのですけれども、先日、津波警報が出て、実際に津波避難ビルに避難しましたと、ちなみにかんクリニックさんなののですけれども。そうしたら、ちょうど開いていなくて、避難ができなかったというのですね。そういえば、思い出したのですけれども、私が間違っていたら教えていただきたいのですけれども、そこはたしか強い震度を感知すると錠が開くというシステムだったので、この間みたいに地震がないけれども、津波が来るという事態に対応していなかったなど、そういえばと、その話を聞いて思いました。こういう感じで、この間の津波警報を受けて、津波避難ビルは17施設あるけれども、実はそういう揺れないときには使えないとか、いろいろ出てきたと思うのですね。そういったあたりの調査とか解決に向けて何かされているのかお伺いしたいのですけれども。

(出石会長) お願いします。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明申し上げます。

委員おっしゃっていただいたとおり、かんクリニックにつきましては、震度によってドアが開放するという認識しております。そのほか、17施設ある民間の津波避難ビルに対して開けなかったとか、いろいろと問題が課題としてあることは防災安全課でも把握しております。それは、17施設に対しまして、津波避難ビルを開けてくださいというようなお話をさせていただいて、当時、開放した経緯がございました。

そういったところでこちらの補足説明にもございますが、昨年度、令和6年度から指定済みの津波避難ビルに対して、対面にて協定内容の確認を行いつつ、また今後もそういった対面にてこの前の7月30日の振り返り等を行っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

(出石会長) ここは大事なところですよ。想定外なのですよ、地震があつて、津波が来るという前提だから、遠隔地の地震による津波と想定していなかったということですね。これはちょっと大変なことなので、すぐに対応してほしいということは意見として出しましょ

う。

そのほかいかがでしょう。どうぞ、嶋岡委員。

(嶋岡委員) 嶋岡です。

2つ質問が、13ページの犯罪のないまちづくり推進の部分についてあるのですが、1つ目が、防犯メールの登録者数について2022年から2023年になるときに、500人ぐらい増えていて、その次の2024年度になるときは100人ほどに、増加数が減っているのですが、これは何かイベントなどがあって、そこで周知を2023年にして数が増えたのかどうかというのを伺いたいのと、防犯メールの存在を私実は知らなくて、これを読んで知ったのですが、メール、防犯防災ってオンタイムで情報が共有されるとうれしいところだと思っていて、ぜひ登録したいなと思ったのですが、世代だとかによっては恐らく、メールをあまりオンタイムのプライベートツールとして使っていないのではないかなと思っていて、例えば、LINEだとか、ショートメッセージとか、そういった別のツールでこれは配信する検討だとかはされているのかという2点をお伺いさせていただきます。

(出石会長) お願いします。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明申し上げます。

2022年度から2023年度、概ね500人程度上昇したという、登録者数が増えたということでございます。2023年から2024年につきましては、概ね100人程度というような推移で増加しております。2022年から何か特別なことをしたかと言われると、防災訓練のときなどのイベント、それから防災安全課の窓口などで防災と防犯のメール、こちらの登録方法について周知をしたところでございます。特出したイベントがあったかといいますと、特になのが現状でございます。

それと、2つ目のオンタイムの情報発信というところでございます。今のところ、防犯、これについてはタイムリーな情報発信が必要かと考えております。LINE、それからショートメッセージというところは、我々も勉強しなければいけないところだと思いますので、今後の何かできる方策として考えていければと思っております。

以上でございます。

(出石会長) ここ大事なところですかね、メールはあまり見ないですね。

SNSの活用等について検討されたいというのは出しましょうかね。

どうぞ。

(四宮課長) オンラインの磯部委員と齊藤委員が手を挙げられています。

(出石会長)

磯部委員、お願いします。

(磯部副会長) 4ページなのですがけれども、具体的施策、自主防災組織育成の推進とあります。これなぜこの推進がついているのか、ちょっと細かいことなのですがけれども、その背景を教えてくださいたいと思います。

(出石会長) 推進がついている背景ですか。

(磯部副会長) 要するに、私としては自主防災組織育成で十分な具体的施策名だと思うのですが、その後ろに「の推進」とついているところの意図を聞かせていただきたいと思います。

(出石会長) では、お願いします。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

具体的な施策の見出しとしまして、自主防災組織育成の推進ということでございます。委員のおっしゃるとおり、推進を取り除いて育成だけでもよいのかというようなご質問かと思えます。

すみません、正直、ここの部分については考えが及ばなかったところがございますので、こちらのほうは事務局と調整しながら、修正もしくは継続なり考えていければと思っております。

以上です。

(磯部副会長) 別に細かいことに私こだわるつもりはありませんので、要するに自主防災組織育成でも、自主防災組織育成の推進でも同じだと、こう考えてよろしいですね。

(出石会長) よろしいですか。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

そのとおりでございます。

(磯部副会長) 分かりました。

次なのですがけれども、主な取り組みのところを見ますと、様々な取り組みをされてこの自主防災組織を育成しようとしていることがよく分かります。K P Iを見たときに、この様々な取り組みの中で防災ハンドブックを更新するところがK P Iになっていて、その達成目標はこの防災ハンドブックが世帯数80%以上に配布と、こうなっています。

そこで、一つ私が懸念いたしますのは、防災ハンドブックが配られても、実際にそれが自主防災組織育成に結びつくかどうかということが、このK P Iが生きるかどうかということになると考えます。

そこで、要望なのですけれども、この防災ハンドブックの内容、これをしかるべき時期に総合計画審議会の委員に配付していただきたいのです。といいますのは、このハンドブックの内容が、自主防災組織育成に合っていれば、これは正しく物事が進んでいます、どうもこの補足説明、今後の対応というところを見ると、ただ、防災が個人に対するメッセージ、もしくは家庭に対するメッセージがこのように改定されて、配布すれば、このK P Iは達成したことになります。そうならないために、この防災ハンドブックの内容がふさわしいかどうかという判断を総合計画審議会ですたいと思いますので、次のチェックまでにしかるべき時間をいただいて、内容をチェックさせていただきたいと思います。

以上です。

(出石会長) 防災安全課から何かコメントはありますか。出してもらうことはもちろんできるのだらうと思いますけれども。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明申し上げます。

委員のお話というか、要望ということで、配布前までに完成する前までにこういったハンドブックができましたというところで、この場にて計画を一度お示しするという要望でお間違いないかと思しますので、手続き等につきまして、事務局と調整しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(磯部副会長) 要望なのですけれども、もうほぼ完成しましたという段階でいただいても、その場合にはこのK P Iは達成しないという判断にしてよろしいですね。先ほど私が表明した危惧、要はただ家庭向けに作られたハンドブックであった場合には、これはK P Iとしては達成していないと、審議会としては判断したいと思います。よろしいですね。

(出石会長) ちょっと待ってくださいね。

我々総合計画審議会がそこまで踏み入るかどうかという議論はそもそもあると思うのです。確認なのだけれども、この防災ハンドブックの策定は、市単独ですか、それとも何か第三者機関が関わっているとか、専門的知見が入っているとかあるのでしょうか。

どうぞ。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

令和6年度に防災ハンドブックの更新内容を検討しました。その内容としましては、こちらの補足説明のとおり、そのほかに防災安全課で作成していくのか、それとも知見者に確認していくのか、そういったところはまだ答えは出ておりませんが、それは検討材料でございます。

令和7年度にそのあたりの検討を詰めまして、令和8年度以降に反映したいと考えております。

以上でございます。

(出石会長) それで、磯部委員に確認も含めてなのですが、今、その内容を全部この審議会がチェックして、それが合わなかったら、我々はK P Iについてどうこうする権限ないですからね。そこまで踏み込むのは、私は行き過ぎだと思っています。

ただ、意見を述べるのはもちろん構わない。意見を述べるのはもちろん審議会として重要なところなのだけれども、内容まで踏み込むとなると、全ての具体的施策について、我々が全部チェックするということになると思うのですね。そこまで我々すべきことではないと私は思います。

これは委員間討議になりますけれども、重要なのは分かるけれども、防災ハンドブックを全て配付いただいてチェックするという趣旨はどういうことなのですか。

(磯部副会長) ただ、K P Iに関しては、これは決まるときに十分な意見を述べるチャンスがなかったと思っていまして、でも決まった以上、このK P Iは変えられないとなりますと、この防災ハンドブックの中身が趣旨である自主防災組織の育成について役に立つものか、立たないものなのか、最低限何らかの記述がない場合にはこれはやっぱり事業としての目標を達成していないと考えます。

(出石会長) それについて意見を述べるのはいいのだろうけれども、K P Iを達成していないというのは、我々が判断することはできないわけですよ。だから、例えば、A：順調である、あるいは、B：概ね順調であると答えが書かれているときに、どうなのだろうということを今回と同じように意見を述べることはできるけれども、例えば、これをCに変えろとかいうことは、多分言えないと思います、私は。

(磯部副会長) 分かりました。

(出石会長) 言えないというより、そこまで総計審が対応する必要がないと思います。

(磯部副会長) いずれにせよ、中身に関しては見て意見を述べることはできるわけですね。

(出石会長) ということでどうでしょうか。

(磯部副会長) はい、結構です。それが仕組みなので分かりました。

(出石会長) そういうふうに意見を出したいと思います。防災ハンドブックについて、審議会で内容について確認し意見を述べることとしたいと。こういう感じでもよろしいですかね。

(磯部副会長) はい、結構です。

(出石会長) 皆さんよろしいでしょうか。

それでは、齊藤委員、お願いします。

(齊藤義明委員) 齊藤です。今日はオンラインで失礼いたします。

19ページ、バリアフリーのまちづくりの推進というところで、中ほどにJR逗子駅前のなぎさ通りの電柱支障問題が書かれていらっしゃいます。無電柱化が可能か検討中であるというふうに2024年度実施内容で書いてあるのですが、可能であれば、この計画とスケジュールについて教えていただけないかというご質問になります。

背景は、駅からスーパーマーケットのOKストアに至るこのなぎさ通りの電線が非常に邪魔で、自転車、歩行者、車が混在していつも危ないという状況と、その割には、あの通りは、結構な都市機能と申しますか、地域の機能というのでしょうか、ありますので、非常に人通りが多いので、一般的な無電柱化問題と違って、かなり重要な動線ではないかなというふうに、ここ何年も認識しているのですが、恐らく皆さんもご存じのとおり、話題になっているとは思いますが、非常に進んでいないということで、ここについて、主に質問になるのですけれども、検討中であるということなので、どういう状況になったか教えていただけるとありがたいなと思います。

(出石会長) それでは、どちらでしょうか。

(津金都市整備課副主幹) 都市整備課のほうから説明させていただきます。

なぎさ通りにつきましては、水道みちと言いまして、大きな水道管が通っている道となっております。幅員も狭い道ですので、無電柱化するに当たっては、地中に埋設する必要があるのですけれども、実際に無電柱化できるかどうかという可能性の調査を委託してやっていかなければいけないという中で、取りあえず昨年度は使っていない水道管がありましたので、そちらの所有が横須賀市の上下水道局となっているのですけれども、そちらの管が無電柱化に当たって使用可能かどうかというのを確認させていただきまして、その管は使用していないので、使用可能であるというご回答をいただいております。それを踏まえまして、来年度以降に可能性調査、そちらの管を使いつつ、無電柱化ができないかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。

(出石会長) 来年度検討したいということでしょうか。

(津金都市整備課副主幹) 来年度以降です。

(出石会長) 来年度以降ですね。

(齊藤義明委員) 分かりました。

随分、多分10年ぐらい話題になって長くかかっているような気がいたしますので、でも進

めてくださっていることは非常にありがたいと思えました。ありがとうございます。

(出石会長) では、これは質問ということで。ほかいかがでしょうか。

私から1点です。

17ページなのですがすけれども、ここの取り組みの方向は都市機能の整った快適なまちということになっていて、それと具体的施策①が公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施、K P Iが東逗子駅前の活用ですよね。これが、委員の皆さんもご承知のとおりだと思いますが、議会でこれが否決されたのですか。

(四宮課長) 予算の修正を受けました。

(出石会長) 修正を受けたのですね。そのあたりも難しいところでこの総合計画自体は議会で議決しているのだけれども、この内容までは議決していませんでしたか。

(四宮課長) この内容自体は議決ではありません。

(出石会長) もともと気になっている構造ですが、やはり一つの事業自体をK P Iにしてしまうと、これが頓挫するとCになります。具体的施策の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化と言っているのに、この1個だけCになってしまうというのは、やはりK P Iの立て方の問題なのだろうと思うのですけれども、これは一言述べた上で、この見込みについて質問です。この東逗子駅前のこの施設の見込みを、公共施設の見込みについて答えられる範囲で結構ですから教えてください。

(四宮課長) こちらは事業課として企画課が取り組んでいるものになりますので、お答えをさせていただきます。

見込みということにつきましては、簡単に経緯を説明いたしますと、市内にある老朽化した施設を含めて、周辺の施設を東逗子の駅前にある広場、具体的には土地開発公社という市の関係団体が所有している土地になるのですけれども、そこに複合化を図るということで、計画を進めているところです。今、申し上げた予算修正の経緯というのは、昨年度に基本設計を終えて、今年度、本来であれば実施設計の予算を議会に提案をして、事業を進めていくところだったのですが、事業費がこの物価高等も含めて、整備事業としては25億という数字が基本設計の見積から出てまいりまして、議会からの意見としては、事業自体が否定されたわけではなく、複合施設としての機能を確保しつつ、事業費の圧縮を図ることが必要と、市の財政状況等を鑑みて、事業費を下げるということが求められている状況です。そのことを踏まえまして、見込みということで申し上げますと、さきの議会でもいろいろ一般質問いただきまして、お答えをしているところですが、改めてリスタート、どういう形で事業費を下げていって、もう一回

チャレンジするののかという見込みについては今年度末までに方向性を示すということで、どのようにして事業費の圧縮を図るかというところを、今、まさしく検討しているところであります。

(出石会長) 分かりました。

どうぞ。

(石井委員) 今の17ページの施設の更新とか統廃合の話の流れの中で、直接この会議とは関係ないのですが、逗子の持っている公共施設、これの引き当て、減価償却、これはやられているのですか。

(出石会長) 多分、公的機関はやっていない。民間と違って、減価償却はやらないのですよね。

(石井委員) だからね、そのところがメンテナンス料がちゃんとたまらないので、1、2の3でどんと劣化して、統廃合せざるを得ないような構造になっているのかなという流れの中での質問です。

(四宮課長) それにつきましては、公共施設の総合管理計画ですとか、内容はいろいろなジャンルに分けて計画をつくっているのですけれども、公共施設がどれぐらいもつのか、その間、どれぐらいのメンテナンス費用が必要なのかというのは、帳票をつくって、全体の数字というのは把握しております。市長もその部分にかなり問題意識を持って取り組まれているので、きちんとその部分のお金を準備して、長寿命化を図れるようにライフサイクルコストがきちんと手当をしていくことで下がるように計画を立てて、取り組んでおりますので、多くの施設が令和9年度から個別の公共施設の計画の更新時期を迎えますので、そこに向けて、行政内部で統廃合とか、そういったことの必要性も含めて、まさしく今議論を行っている状況でございます。

(出石会長) 学校施設がかなり老朽化しているでしょう。どこの自治体もそうなのですから、鉄筋コンクリートが60年の耐用期間を延ばそうとしていますよね。延ばすのはいいのだけれども、特に学校の場合には生徒とか児童が暮らしているから、やはりこの長寿命化については着実に実施していく、それで確かに減価償却を積まないの、予算としては結構難しいのですよね。そういう予定があるということで。

ほかいかがでしょうか。

先ほどの東逗子駅前のこの施設も今お答えがありましたので、特に意見としては出さないといいことでよろしいですね。

ほかよろしければ、第4節は以上といたします。

このまま進めていいですか。

(四宮課長) 4節まで終わりましたので、全体の施策間連携、全般のご意見が改めてございましたらということ。

(出石会長) 今日の最後に、今までの議論、それから、前回の2節、5節、それから総合戦略も含めて、施策間連携、それからあるいは今回の評価全般に及んでのご意見等承りたいと思います。どの点でも結構ですから、ありましたらお願いしたいと思います。

資料3のほうでいうと、施策間連携、施策の柱を越えた連携についての意見、それから総括意見ということでした。既に前回のところで、既に出ているKPIの設定について、総括意見、全般、KPIの設定について、今日も私も少し申し上げましたが、なかなか難しい点があるので、その点はきちんと書いていこうということになりました。

それから、前回アンケート、市民意識の調査については、なかなか指標としてどうなのだろうかという意見をこれは私としては出しましたが、それを取りあえず前回では総括意見としてお受けしました。

施策間連携は前は出てないのでしたか。

(四宮課長) いくつかいただいています。スポーツの関係で、学校と地域みたいなところでございました。

(出石会長) 何かありますでしょうか。

どうぞ。

(中林委員) 防災メールでしたか、防犯でしたか、メールの部分でメール登録者を何人、2万1,000人というのがあったのですけれども、そもそも登録させるのが目標ではないのですよね。登録した人を増やして、安全なりいろいろなものを確保するというのが、その辺というのはどういうふうにお考えなのか。例えば、こういう事象があって、メール経由でこういういい話があったよという、そういったものってどこかに反映されないのかなというのをちょっと考えていたのですけれども。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

13ページにございます、防犯のいいお話ということでよろしいのでしょうか。

(中林委員) もう一步踏み込んだね、例えば、防犯メールを見て、これが詐欺だと分かったから助かったわとかね、そういう結局防犯メールを登録してもらうことで、こういうことを防げるのだというあたりというのを、何か、ここでは入っていないのですけれども、何か手元の

ほうでそういう反響だとか、こういったものをキャッチアップしておく、もっといいのではないのというところで、そういう情報というのはキャッチアップしているのですかねという質問です。

(藤井防災安全課副主幹) 失礼いたしました。防災安全課からご説明いたします。

奏功事例的な内容の情報発信というのは今のところ行っていないところが現状でございますので、ご意見頂戴しまして、何かできないか検討していければと思っております。ありがとうございます。

(出石会長) ただいまの発言は、施策間連携というよりも犯罪のないまちの推進という、登録はあくまでも手段で、犯罪のないまちをどうつくっていくかということについて、どうつなげていくのかという質問でよろしいですね。それに対して検討進めていくということなので、先ほど、ショートメールだとか、LINEを使った防犯の対策というか、メールに代わるものそういう話もありましたから、それと多分行き来してくるところだと思いますので、審議会としては、防犯メールの登録をさらに発展させて、犯罪のないまちにつなげるような仕組みを検討してもらいたいというようなものにまとめたらいいと思います。

ほか、施策間連携、あるいは総括でありますでしょうか。

私から一点なのですが、例の先ほども出ていた津波警報の話です。津波警報で津波避難ビルだとかそういう話になるのだけれども、一方で、今回、皆さん、多分感じたと思うのですけれども、津波警報が解除されず私の職場の関内から逗子になかなか帰ってこられなかったのです。京浜急行は金沢八景から逗子線が止まりました。東海道線は全部止まりました。それが1日以上続いた。これはすごく難しい問題なのですけれども、防災の観点からは必要だったのだろうけれども、一方で、市民生活の観点からすると、あんなに止められる必要があったのだろうかと思うのですね。安全策を取るためにそうなったかもしれないけれども、違う例でいうと、茅ヶ崎市で相模線全面止まったのですよね。JR相模線は内陸に走っていく鉄道で、例えば、寒川以北を止める必要があったのかという話なのですよ。このあたりは鉄道事業者との関係にもなるのだけれども、一方で非常に大事な災害対応と、一方で市民生活の観点からこのあたりは少しまた今回を契機に、特に地震が日本だったわけではないケースです。先ほど地震で揺れないと開錠されないという話ともつながるのかもしれないけれども、一方で、災害対策ではない市民生活、平穏な市民生活の観点からの検討は今後多分市だけではなく、鉄道事業者、あるいは国、県との関係で、一応検討してもらいたいと思ったのですけれども、どうでしょう、委員の皆さん。市側で意見何かありますか、そういう議論はありませんでしたか。

お願いします。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

帰宅困難者の問題がキーポイントだと思っております。たしかに、7月30日、逗子駅周辺、逗子・葉山駅周辺につきましても、津波災害から逃れるために電車が止まるというようなことが発生しました。並行しながら時は過ぎるのですけれども、目に見える災害がなかったというようなことから、やはり今回大きな特徴だったかと思っております。その辺につきましても、帰宅困難者の関係も踏まえながら、現在、防災安全課が中心となって、検証チームを立ち上げまして、検討しているところでございます。

以上でございます。

(出石会長) そういう意味で、施策間連携に入れて一応コメントしておくといいいかなという気もしたのですけれどもどうですか。

(中林委員) もう一つ、ちょっと違う話で、今回、津波で、僕、小坪なので、小坪小学校が避難所になりました。今回、津波が4メートルとのことだったが、仮に7メートルになったら小坪小学校は駄目です。行けないです。ですので、津波の大きさによって、行けるところと行けないところがあるのではないかと。例えば、小坪の大谷戸会館なんかも津波来たら多分谷戸だから、逆にあそこに向かったら危ないことになりますよね。僕らも防災マップとかを作ったから分かるのですけれども、津波だとか、浸水のレベルによって、ここは行ける、行けないというのというのは、どういうふうに区別して市民というか、住民の方にお知らせするかという方法をちょっと併せて考えていただけると、僕は亀が岡団地なので、津波は亀が岡団地から出るなとみんな言っています。中にいたほうがいいと。でも下の方は小坪小学校へ行って、逆に危なかったりするだろうなと思って、そういうコミュニケーションを、そういうときにどういう避難指示を出すかというのをご検討いただけませんか。

(藤井防災安全課副主幹) 防災安全課からご説明いたします。

まさしく亀が岡団地は安全な地域だと思っております。ただ、亀が岡団地の方が小坪小学校の海に近いほうに避難するというのは、これは現実的ではないかと思っております。ですので、自分が今いる場所がどこなのかというところがとても重要かと思っておりますので、そこから最善を尽くすような、避難できるような高台、津波に関しては高台に逃げる、これは一番のシンプルで避難しやすい方策かと考えております。

防災行政無線を活用しながら、音声で高台へ逃げてくださいというような放送をしておりますので、そういった形で避難誘導できればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(出石会長)

ほかは、施策間連携、総括、よろしいですか。

それでは、今日の審議案件は以上とさせていただきます。

では、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

(四宮課長) 本日は、ご審議をいただきありがとうございます。

いただいたご意見を事務局でまとめて、会長、副会長に確認した後に、各委員にも確認をお願いさせていただきます。

今回の会議録案を作成し、皆様にメールにて確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、本年度の審議会は今回が最後となります。委員の皆様の任期につきまして、継続してお願いをさせていただく方もいらっしゃいますが、2年間の任期が今年度末で終期を迎えます。お忙しい中、ご審議を重ねていただきましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

(出石会長) それでは、他に委員の皆さんからご発言がなければ終わりにしますが、よろしいですか。

それでは、少し時間が超過してすみませんでした。また、今、事務局からもありましたが、今任期は今日で最後となります。皆さんどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で終わります。